

## 経営承継法における非上場株式等 「評価ガイドライン」の公表

中小企業庁が、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下経営承継法という）の固定合意を活用する時に必要となる、非上場株式等の評価方法についての考え方を示した「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」をとりまとめ公表しました。

### 1 概 略

経営承継法の目玉は、民法の遺留分の特例といわれています。非上場中小企業の後継者が贈与により取得した自社株式等についての固定合意を行う際に、後日の紛争を防止するために固定する自社株式等の価額が「合意の時における相当な価額」であることについて、弁護士、税理士、公認会計士等の専門家の証明が必要になります。そこで、中小企業庁は、「合意の時における相当な価額」を証明する際の非上場株式等

### ナマの税務相談室

**Q** アッ、K先生、H電鉄のEさんからご紹介を受けたH電鉄北野駅近くに住むサラリーマンのT一郎です。

**A** ヤア、H電鉄社員の方のお話では、最近亡くなったT一郎さんのお父さんは北野駅付近の線路沿いに約200m<sup>2</sup>の土地を所有されていたが、H電鉄北野駅拡張のための土地としてH電鉄用地買収のため国から負託された〇〇公団の買収を受けたが、本年1月20日所用の帰路脳出血で死亡された。父上の土地は、いわゆる収用課税の特例が受けられる旨を〇〇公団並びに所轄K税務署から受け買収された土地の代替資産の購入方で昨年末から具体的な行動をされていたとか。

**Q** 私の本日の質問をH電鉄のEさんから殆どK先生に伝えたようですね。

私は、亡くなった父に代わり、父の契約していた代替地北野駅から約200m先の北野3丁目

の評価方法についてのガイドラインをとりまとめ公表したものです。

### 2 「その時の価額」

経営承継法の第4条に示される「その時の価額」という法律用語がまさに合意の価額となります。その具体的な考え方は、ガイドラインのなかで大分類とし収益方式、純資産方式、比準方式として示されており、さらに各々の方式について、また個別の評価方法に分かれて細分化されて説明しています。

また、参考に供すべく非上場株式の「評価」にかかる過去の裁判例や国税庁の評価方法についても詳しく言及されており、株式評価とは何かについて原点に立ち戻った整理ができます。

### 3 活用法

中小企業庁のホームページでガイドラインの全文が確認できますので是非チェックしてみてください。また、このガイドラインに法的拘束力はありませんが、固定合意を利用する際の非上場株式における評価方法のメルクマールとして活用が期待されています。

### 収用税と 相続人の承継

の5、H電鉄所有地約180m<sup>2</sup>を1億円ほどで購入し、収用の税法33条による代替地の特例を受けたいと思いますが、譲渡人と譲受人が異なるっても特例が受けられますか？

**A** 郎さん、お話を聞いていますとよく収用関係法規を勉強されていますね。土地建物など資産を買収された人が、代替資産を実際に代金を手付金払いし、所有権も司法書士に依頼中で登記手続ができる状態になっていた等、具体的に実現し、かつ、父上の法定相続人である長男の一郎さんが、父上が売買契約を締結されたH電鉄の土地180m<sup>2</sup>の残金を支払う等により購入が実現した場合には、措法33条の特例を受けることができます。郎さんの案件は持参された関係書類により完全にOKです。

**Q** 先生、これで安心です。線路際でない土地が手に入ります。

[参考] 措法33、措通33-45

ナマの税務相談室